



む 下 水 第 3 1 号
平成 2 8 年 8 月 1 8 日

むつ市下水道審議会
会長 奥野 賢 様

むつ市長 宮下 宗一郎

むつ市下水道事業に係る下水道使用料について（諮問）

むつ市下水道審議会条例第 2 条に基づき、下記事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 下水道使用料の統一について

【 諮 問 理 由 】

当市は、平成17年3月14日に1市2町1村で合併し、新たなむつ市としてスタートしています。下水道使用料について、合併協定では「合併時は現行のとおりとし、合併後は上水道料金の推移を参考に、下水道審議会に諮り合併後5年以内に調整する。」こととしており、それぞれ合併前の料金形態のままとなっていました。

このため、平成21年度と平成24年度にむつ市下水道審議会を招集しましたところ、前回の下水道審議会においては、消費税の増税や水道料金が段階的に引き上げられているため、水道料金の激変緩和措置が終わったあとに下水道使用料を統一するという答申がなされております。

本年度は水道料金の調整が終了したことから、前回の答申どおり下水道審議会を開催し、下水道使用料の統一について貴会の意見を求めるものであります。